

実施支援室からのお知らせ

2022.11.28

令和4年度地域型住宅グリーン化事業のⅡ期開始にあたり、留意事項のご案内です。

12月5日から先着順方式（Ⅱ期）が始まります。

10月31日で未登録の各グループへの配分額、及び登録した住宅で11月20日までに交付申請されなかった配分額は失効しました。12月5日からは、先着順で物件登録及び交付申請を行ってください。実施枠毎に予算が無くなり次第終了します。

なお、I期中と同様に、令和4年6月30日以降に着工した住宅が対象となります（計画変更で追加した施工事業者は、計画変更申請を行った受付期間終了日の翌日以降）。

物件登録開始	令和4年12月5日（月）14時から
交付申請提出期限	物件登録後20日以内（最終は令和5年1月31日（火））

<注意事項>

- 物件登録は、請負は契約済み物件を対象として、売買は建設地を特定した物件を対象としたものに限り、請負で物件登録後の契約締結を確認した場合は、物件登録及び交付申請は無効とします。
- 加算の併用及び加算の上限については制限があります。
- 物件登録後は、建築主、建設地、補助額の変更はできません。
- 実施枠毎の予算はツールで確認できます。
- 物件登録しても、事業完了後の交付申請はできませんが、先着順方式は令和5年1月10日までの交付申請に限り、事業完了後の交付申請を可能とします。
（見直しに伴い、マニュアル第1章（第3版）に改定しました。）
- 物件登録から20日以内に交付申請されない住宅は、登録した申請額が失効となり、確保した予算が実施枠に戻ります。
- 失効した物件※の再登録はできません。
- 失効が3件※に達したグループは、それ以降、物件登録ツールが1週間凍結されます。

※ I期（事前枠付与方式）の配分額で失効した物件は含みません。

詳しくは、必ずマニュアルをご確認ください。

事業遅延の影響調査は2月初旬に行う予定です。

I期及びII期の物件の完了実績報告のはいずれも令和5年2月6日（月）が期限です。事業完了した住宅は、必ず期限までに「実績報告ツール」で報告してください。

しかしながら、自然災害などのやむを得ない事情により、事業完了時期が遅れ、完了実績報告書が提出できない場合は、期限内に交付申請を受け付けた住宅を対象に事業完了時期などの調査を2月初旬に行う予定です。その結果に基づき、完了実績報告提出期限の延長に関する手続きを行いますので、必ずご対応ください。

完了実績報告提出期限 令和5年2月6日（月）必着*

※延長が認められた場合の提出期限は、昨年を目安とすれば令和5年8月末頃の見込みです。正式に決まりましたら、改めてお知らせ致します。

以上

長寿命型等実施支援室
高度省エネ型等実施支援室